

議 第33号

上水道事業会計予算書

檜 原 市

平成29年度橿原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	48,600 戸
(2) 年間総給水量	13,404,000 m ³
(3) 一日平均給水量	36,723 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,404,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	709,071 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,265,050 千円
第1項 営業収益	2,982,140 千円
第2項 営業外収益	282,910 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,108,365 千円
第1項 営業費用	2,920,534 千円
第2項 営業外費用	139,980 千円
第3項 特別損失	45,851 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額731,455千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,979千円、過年度分損益勘定留保資金684,476千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	350,835 千円
第1項 補助金	26,321 千円
第2項 他会計借入金	200,000 千円
第3項 分担金及び負担金	124,514 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,082,290 千円
第1項 建設改良費	803,864 千円
第2項 企業債償還金	278,426 千円

(借入金)

第5条 借入の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

借入の目的	限度額	借入の方法	利率	償還の方法
県営水道 転換事業	200,000 千円	普通貸借 又は 証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	銀行その他の場合には、その債権者との 協定によるものとする。ただし、企業 財政の都合により据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

277,822 千円

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、3,947千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
土地	一町配水場用地	3,857㎡

平成29年3月3日提出

樫原市長 森下 豊